資料３

三面川周辺地域における流域治水協議会　規約

（設置・名称）

第１条　本会は、三面川周辺地域における流域治水対策を推進するため「三面川周辺地域における流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）と称し、これを設置する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、三面川周辺地域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　また、別表２にある機関をアドバイザーに置く。

３　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席を求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表３の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

５　事務局は、必要に応じて別表３の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会に出席を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

なお、実施に当たっては「三面川周辺地域における減災対策協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする。

一　三面川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二　河川における対策、流域における対策、避難・水防等のソフト対策における対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四　その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会の公開）

第６条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

資料３

（協議会資料等の公表）
第７条　協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）
第８条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、新潟県村上地域振興局地域整備部が行う。

（雑則）
第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）
１　施行期日
本規約は、令和３年６月２９日から施行する。

別表１

機　関　名	構　成　員
村上市	市長
関東森林管理局　下越森林管理署村上支署	支署長
（国研）森林研究・整備機構　森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所長
三面川沿岸土地改良区	理事長
荒川沿岸土地改良区	理事長
新潟県発電管理センター	所長
新潟県村上地域振興局農林振興部	部長
新潟県村上地域振興局地域整備部	部長

資料３

別表２

機　　関　　名
（アドバイザー） 国土交通省北陸地方整備局河川部 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所

別表３

機　　関　　名	構　　成　　員
村上市	総務課長 建設課長 都市計画課長 農林水産課長 上下水道課長
関東森林管理局　下越森林管理署村上支署	総括治山技術官
（国研）森林研究・整備機構　森林整備センター 新潟水源林整備事務所	主幹
三面川沿岸土地改良区	事務長
荒川沿岸土地改良区	荒川頭首工管理所長
新潟県発電管理センター	発電課長
新潟県村上地域振興局農林振興部	副部長（農村） 森林施設課長 林業振興課長
新潟県村上地域振興局地域整備部	ダム管理課長 計画専門員（総括） 治水・港湾課長